本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令（政令第七八号）

（総務省）

1　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四〇号）第二条第一項に規定する政令で定める事務を追加する等の所要の措置を講ずることとした。

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第七九号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

1　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和六年三月三一日まで延長することとした。

2　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の特例の適用期間を令和五年六月三〇日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（農林水産省）

一　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の一部改正関係

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六五号）に基づいて株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける資金の償還期限の範囲を一五年から二五年とすることとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二〇八号）第五条の償還期限の特例について、現行の一五年から一八年への延長を、二五年から二八年への延長とすることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第八一号）（農林水産省）

一　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五九号）に基づいて株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける資金の償還期限の範囲を一五年から二五年とすることとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二五六号）の償還期限の特例について、現行の一五年から一八年への延長を、二五年から二八年への延長とすることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八二号）（内閣府本府）

1　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定による幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限を、令和七年三月三一日に延長することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第八三号）（消費者庁）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第一〇五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八四号）（消費者庁）

一　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令で定める法律に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）を追加することとした。（第一条関係）

二　消費者契約法施行令の一部改正関係

消費者契約法第一三条第五項第一号及び同項第六号イの規定に基づく適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律に、不当寄附勧誘防止法を追加することとした。（第二条関係）

三　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正関係

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六五条第六項第一号及び同項第三号イの規定に基づく特定適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律に、不当寄附勧誘防止法を追加することとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇女性相談支援センターに関する政令（政令第八五号）（厚生労働省）

1　女性相談支援センターの所長（第一条関係）

女性相談支援センターの所長は、都道府県知事（女性相談支援センターを設置する地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市の長を含む。2の㈡において同じ。）の補助機関である職員であって所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有するもののうちから任用しなければならないこととした。

2　女性相談支援センターの職員（第二条関係）

㈠　女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならないこととした。

㈡　法第九条第三項第三号に規定する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であって次のいずれかに該当するもののうちから任用するように努めなければならないこととした。

(1)　医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの

(2)　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(3)　(1)及び(2)に掲げる者に準ずる者

3　国が負担する費用の範囲（第三条関係）

㈠　法第二二条第一項の規定により国が負担する法第二〇条第一項第一号に掲げる費用の範囲は、女性相談支援センターの運営に要する費用（㈡から㈣までに規定する費用を除く。）とすることとした。

㈡　法第二二条第一項の規定により国が負担する法第二〇条第一項第二号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとすることとした。

(1)　法第二〇条第一項第二号に規定する一時保護の実施に要する費用（㈣の(1)に掲げる費用を除く。）